

## 2014, 新一年的法律展望!

2013 年, 中国在投资 (特别是外商直接投资) 相关的立法方面, 推进了公司制度的改革以及政府职能的转换; 深化了税务、外汇、金融等领域的改革; 强化了劳动者、消费者等群体的权益保护; 此外, 在知识产权、土地管理、区域创新等方面, 也进行了重要的革新。立足以往, 我们对 2014 年即将实施, 以及有望修订或者公布的规定, 进行如下重点梳理和展望。

### (一) 公司制度方面

2013 年 12 月 28 日, 中国对《公司法》进行了修订, 并将自 2014 年 03 月 01 日起实施。本次修订主要涉及的内容 (同样适用于外商投资的公司) 包括将注册资本实缴登记制改为认缴登记制, 放宽注册资本登记条件 (除法律、行政法规以及国务院决定另有规定外, 不再设定最低注册资本金额限制, 不再限制首次出资比例, 不再限制货币出资比例)、简化登记事项和登记文件等。除了《公司法》上述修订内容外, 2013 年, 在深圳、珠海、广州、东莞等地区逐步实施商事登记制度改革, 使用新版营业执照。新版营业执照重要的变化是删除了经营范围 (具体经营项目)、注册资本。据了解, 2014 年可能会在全国范围内推广新版营业执照。

《公司法》的上述修订, 在公司注册资本方面, 更多体现的是投资方的选择以及公司运营的实际需求。虽然如此, 值得注意的是, 在外商投资领域, 由于各地仍将“招商引资”作为当地政绩考核的依据之一, 因此能否完全实现《公司法》修订的目的, 还需要通过后续实务操作来检验和推进。此外, 《公司法》修订之后, 与《公司法》配套的《公司登记管理条例》等规定, 将何时以及如何修订, 在外商投资管理方面, 在 2014 年度是否会出台新的配套规定等, 都值得关注和期待。例如, 近日中国发改委发布了[《外商投资项目核准和备案管理办法 \(征求意见稿\)》](#), 公开征求意见 (具体内容, 请参见本期上述相关新信息)。

### (二) 税务改革方面

从 2013 年 08 月 01 日起, 中国在全国范围内开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税 (以下简称“营改增”) 的试点。从 2014 年 01 月 01 日起, 铁路运输和邮政业将纳入营改增的范围; 2014 年 02 月 20 日, 中国国家税务总局还颁

## 2014 年、新たな年における法律の展望

2013 年の中国の投資 (特に外商直接投資) に関連する立法を振り返ると、会社制度の改革および政府機能の転換が推進され、税務、外貨、金融などの分野での改革を進められ、労働者、消費者など大衆の権益保護が強化された。この他、知的財産権、土地管理、区域革新などの面でも重要な改革が行われた。そこで、これまでの状況と照らし、筆者は 2014 年に近々実施される法律規定、および改正または公布される見通しである法律規定について、以下に要点と展望をまとめる。

### (一) 会社制度の面

2013 年 12 月 28 日、中国は「会社法」の改正を行い、2014 年 3 月 1 日から施行する。今次改正の主な内容 (外商投資企業に対しても同様に適用される) には、登録資本の払込登記制から引受登記制への変更、登録資本登記条件の緩和 (法律、行政法規および國務院の決定で別途規定がある場合を除き、以後、登録資本の下限を設けず、初回出資割合を制限せず、現金出資割合を制限しない)、登記事項および登記書類の簡素化などが含まれる。「会社法」の上記改正内容以外にも、2013 年には深セン、珠海、広州、東莞などの地区で商事登記制度改革が段階的に実施されており、新版營業許可証を使用している。新版營業許可証の重要な変更は經營範圍 (具体的な經營項目)、登録資本が削除されたことである。確認できている情報から判断する限りでは、2014 年は全国範圍で新版營業許可証が普及するものと思われる。

「会社法」の上記改正は、会社登録資本の面で、投資者の選択および会社運営の実際の要求をより多く反映している。ただし、留意点として、外商投資の分野においては、各地では依然として「企業誘致による資本の導入」を現地行政成績評価の根拠の一つとしているため、「会社法」改正の目的が完全に実現するかは、今後の実務を通じて検証し推進する必要がある。この他、「会社法」の改正後、「会社法」に付随する「会社登記管理条例」などの規定がどのタイミングでどのように改正されるか、外商投資管理の面で、2014 年度に新たな付帯規定などが公布されるのか、いずれも注目し期待すべきものである。例えば、昨今、中国發展改革委員會は「[外商投資プロジェクト認可届出管理弁法 \(意見募集案\)](#)」を發布し、パブリックコメントを募集している (具体的な内容は、今期で前述した関連する新着情報を参照のこと)。

### (二) 税務改革の面

2013 年 8 月 1 日から、中国は全国範圍で交通運輸業および一部現代サービス業の營業税から増値税への一本化試行 (以下「増値税一本化」という) を実施した。また、2014 年 1 月 1 日からは、鉄道運輸および郵政業が増値税一本化の対象となった。更に 2014 年 2 月 20

布了铁路运输和邮政企业营改增的管理办法（具体内容，请参见本期上述最新中国法令）。此外，在税务改革方面，从 2014 年起的主要变化，还包括对有关税收征管的《出口退（免）税申报办法》的调整、《税收票证管理办法》的实施等。

税务改革历来是投资（包括外商投资）方面重点关注的对象。基于 2013 年税务改革的基础，展望 2014 年，深化税务改革可能会包括如下方面：

1. 进一步扩大营改增的范围（例如，扩大至建筑业等），以期建立规范的消费型增值税制度，消除重复征税问题，推进产业转型升级与商业模式创新。
2. 调整完善消费税制度，例如，有可能会调整消费税征收范围、环节、税率，把高耗能、高污染产品及部分高档消费品纳入征收范围。
3. 完善房产税等相关制度，即，为了合理调节居民收入分配，正确引导住房消费，除了上海等部分试点地区外，其他地区，甚至全国范围内，可能会将住宅类商品房的房产税提上立法日程，且可能会更加关注住宅类商品房持有期间的税负。
4. 在税收优惠政策方面，将按照统一税制、公平税负、促进公平竞争的原则，进一步加强税收优惠特别是区域税收优惠政策的规范管理。
5. 此外，传闻已久将取消印花税，在 2014 年是否将得以实现，也值得关注。

### （三）劳动保障方面

2013 年，在劳动保障方面，重大的立法动向包括：2013 年初颁布了《关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》，2013 年下半年颁布并实施了《劳务派遣行政许可实施办法》等。该等立法对劳动者保护方面的力度进一步加强，涉及的领域包括关联企业工龄的连续计算、确定竞业限制的补偿标准、严格限制劳务派遣的适用范围等。

其中最引人关注的是劳务派遣。争议已久、刚刚公布的《劳务派遣暂行规定》将于 2014 年 03 月 01 日起实施（具体内容，请参见本期上述最新中国法令）。虽然有争议，但是限制劳务派遣适用范围是大势所趋，这将导致用工成本以及用工的合规性等要求进一步加强。

在劳动保障方面，随着老龄化日趋严重以及社保压力的增大，中国不得不面临的一项重要改革是，可能会在未来一定的期限内，延长法定退休年龄。由于该项改革争议较大，估计在 2014 年年内通过立法确定的可能性相对较小。

日には中国国家税務総局が鉄道運輸および郵政企業の増値税一本化に関する管理弁法を發布した（具体的な内容は、今期で前述した最新中国法令を参照のこと）。その他、税務改革の面で、2014 年から始まる主な変化には、税務徴税管理に関する「輸出税還付（免除）申告弁法」の調整、「税務伝票管理弁法」の施行なども含まれる。

税務改革はこれまで一貫して投資（外商投資を含む）における重点注目対象であった。2013 年の税務改革に基づき、2014 年を展望すると、以下の点で税務改革が一層進むことが予想される。

1. 増値税一本化の範囲が更に拡大する（例えば、建設業などへの拡大）。これにより規範的な消費型増値税制度の構築を図り、二重課税の問題を解決し、産業のグレードアップ・モデルチェンジと商業モデルの革新が推進される。
2. 消費税制度を調整整備する。例えば、消費税の徴収範囲、段階、税率が調整され、エネルギー消費型、高汚染製品および一部高級消費財が徴税対象となることが考えられる。
3. 不動産税などの関連制度を整備する。即ち、国民所得の分配を合理的に調整し、住宅消費を正しく導くため、上海など一部の試行地区を除き、その他の地区、更には全国範囲で、住居類分譲住宅の不動産税が立法スケジュールに組み込まれ、且つ住居類分譲住宅の保有期間における税負担が一層注目されるものと思われる。
4. 税制上の優遇政策の面で、統一税制、公平な税負担、公平競争の促進の原則に基づき、税制上の優遇、特に区域の税制上の優遇政策に対する規範化管理を強化する。
5. この他、長らく噂されていた印紙税の廃止が 2014 年に実現するかについても、注目すべきである。

### （三）労働保障の面

2013 年の労働保障における重大な立法動向は、以下の通りである。2013 年初頭に「労働紛争案件に適用する法律の若干事項に関する解釈（四）」が公布された。2013 年下半期に「劳务派遣行政许可实施办法」などが公布、施行された。これらの立法は労働者保護に関する注力を一層強化するものであり、関連する分野には、関連企業での勤務年数の累積計算、競業禁止に関する補償基準の確定、劳务派遣の適用範囲の厳格な規制などが含まれる。

中でも最も目を引くものは劳务派遣である。長い論争を経て公布されたばかりの「劳务派遣暫定規定」が 2014 年 3 月 1 日から施行される（具体的な内容は、今期で前述した最新中国法令を参照のこと）。論争はあるとはいえ、劳务派遣の適用範囲を規制する方針は概ね定まっており、これにより労務コストおよび劳务派遣使用における遵法性などの要求が一段と強まることになる。

労働保障の面で、日に日に深刻となる高齢化の傾向および社会保険への圧力の増大に伴い、中国が避けることのできない重要な改革として、将来一定期間において、法定定年年齢を延長することがある。当該改革の論争は大きいため、2014 年内に可決し立法が確定する可

能性はやや低いと思われる。

#### (四) 环境保护方面

伴随着中国经济的发展，中国环境恶化问题日益严重，并导致了部分地区较为严重的群体性事件。在 2013 年年初公布的立法计划中，就将《环境保护法》、《水污染防治法》、《可再生能源法》、《气象法》等的修订和监督实施，作为重点内容之一。

虽然上述计划并未得以全面的落实，但是在 2013 年期间，《关于办理环境污染刑事案件适用法律若干问题的解释》的实施，《海洋环境保护法》的修订，特别是《[大气污染防治行动计划](#)》的公布，已经显示了中国在环境保护方面的决心和努力，并被解读为，中国将以大气污染的治理（特别是普遍关注的 PM2.5 等问题）为切入点，开启依法治理环境之路。

据悉，2014 年除了已经三稿送审的《环境保护法》（修正草案）有望通过之外，《大气污染防治法》也有可能进行修订。此外，在排污许可、环境税等方面，也可能启动立法计划。即，从 2014 年以及今后的一段时间内，中国可能会出现有史以来最密集的环境保护立法，这一方面可能会增加投资的成本，或者对相关产业的投资形成一定的限制，但是在与环境保护有关的节能减排、环保治理等领域，也可能形成新的投资增长点，并有望获得较多的政策支持。

#### (五) 区域创新方面

2013 年 09 月，中国国务院公布，在上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区范围内，建立中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）。迄今为止，已经针对自贸区陆续公布并实施了区域创新的政策。其中一项重大的改革是，实施负面清单管理模式，即，除了清单上的禁区外，其他行业、领域和经济活动都许可投资。

2013 年 09 月 29 日，上海市人民政府公布了 2013 年版本的负面清单，但是引起了较大的争议。基于此，据了解，已经启动 2014 年版本负面清单的制定工作，并有望在 2014 年上半年公布。目前，正在对各项投资领域进行全面的梳理，据悉将淡化对《外商投资产业指导目录》的参考，且与 2013 年版本相比，将全面瘦身。即，在自贸区投资领域方面，2014 年也可能发生较大的变化。

此外，值得关注的是，2014 年 01 月 06 日，国务院公布了[《关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行](#)

#### (四) 環境保護の面

中国経済の発展に伴い、中国の環境悪化の問題は日増しに深刻となっており、一部の地域では重大な群衆事件を引き起こしている。2013 年初頭に公布された立法計画において、「環境保護法」、「水質汚染防止法」、「再生可能エネルギー法」、「気象法」などの改正と監督実施は、重点内容の一つとされていた。

上述の計画は未だ全面的に実施されていないが、2013 年の期間における、「環境汚染刑事事件の処理に適用する法律の若干事項に関する解釈」の実施、「海洋環境保護法」の改正、特に[「大气污染防治行動計画」](#)の公布では、中国の環境保護における決意と努力が示されており、中国が大気汚染の処理（特に広く注目されている PM2.5 などの問題）を突破口として、法に従った環境整備の路を切り開いたと考えられる。

情報筋によれば、2014 年は、既に 3 度目の審議のため提出済みの「環境保護法」（改正草案）が可決される見込みである以外にも、「大气污染防治法」が改正される可能性もある。この他、汚染排出許可、環境税などにおいても、立法計画が立ち上がるものと思われる。つまり、2014 年およびそれ以降の一定期間に、中国は有史以来、環境保護に関する立法が最も集中する状況が生じるものと思われ、この点に関しては投資コストが増加し、または関連産業への投資に一定の規制がかかることが予想されるが、環境保護と関連する省エネ排出削減、環境保護処理などの分野においては、新たな投資機会が形成され、多くの政策上の支援を得られる見込みがある。

#### (五) 区域革新の面

2013 年 9 月に中国国務院は上海外高橋保税区、上海外高橋保税物流園区、洋山保税港区および上海浦东空港綜合保税区的範圍で、中国（上海）自由貿易試驗区（以下「自由貿易区」という）を設立することを発表した。現時点までに、自由貿易区について、区域革新に関する政策が続々と公布、施行されている。その中の重大な改革の一つが、ネガティブリスト管理方式の実施であり、リストで禁じられている部分を除き、その他の産業、分野および経済活動は全て投資が認められる。

2013 年 9 月 29 日に上海市人民政府は 2013 年版のネガティブリストを公布したが、大きな論争を引き起こした。これに基づき、筆者が把握したところでは、既に 2014 年版のネガティブリストの作成作業は始まっており、2014 年上半年に公布される見込みである。現在、各投資分野について全面的な整理が行われており、聞くとところでは、「外商投資産業指導目錄」を参考に規制を緩め、且つ 2013 年版と比べ、全面的に削られたものとなる。よって、自由貿易区の投資分野においては、2014 年も大きな変化が生じるものと思われる。

この他、注目すべき点として、2014 年 1 月 6 日に国務院は[「中国（上海）自由貿易試驗区における関連行政法規および国務院の文書で定める行政審査許可](#)

[政审批或者准入特别管理措施的决定](#)》，除了改革外商投资管理方式外，同时规定扩大服务业开放（要求对船舶登记、国际海运、征信业、营业性演出、娱乐场所、合作办学、电信管理、电子游戏等领域的限制进行调整）。同日，中国工业和信息化部与上海市人民政府联合发布了[《关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见》](#)，决定在自贸区内进一步对外开放增值电信业务，其他领域会如何调整，我们拭目以待。

除了上述罗列之外，2014年，中国在投资领域和导向、外汇政策、金融制度、交通运输、电子产品、网络管理、进出口监管等领域，也必将适时的修订旧的规定或者颁布新的规定。我们将持续关注后续立法的新动向。其中近期值得关注的是，按照惯例，中国全国人大应会在2014年03月至04月期间，公布2014年立法和监督计划。

总体而言，就投资领域而言，中国法律是朝着经济发展市场导向化、逐步弱化政府职能、保障弱势或者权益主体等方向发展，即，投资会更加具有独立自主性、法律保障性，同时也会带来新的产业机会。

（里兆律师事务所 2014年01月24日整理编写）

[たは参入特別管理措置の一時調整に関する決定](#)》を公布し、外商投資管理方式の改革の他、同時にサービス業の開放拡大を定めた（船舶登記、国際海運、信用調査業、営利目的の公演、娯楽施設、合作での学校運営、電信管理、家庭用ゲーム機などの分野に対する規制の調整を求めた）。同日、中国工業情報化部は上海市人民政府と共同で[「中国（上海）自由貿易試験区の付加価値電信業務の更なる対外開放に関する意見」](#)を公布し、自由貿易区内における付加価値電信業務の更なる対外開放を決定した。その他の分野がどのように調整されるかについては、筆者も注目している。

上記に挙げた以外にも、2014年に、中国は投資分野と投資方向、外貨政策、金融制度、交通運輸、電子製品、ネットワーク管理、輸出入監督管理などの分野においても、適時に旧規定の改正または新規定の公布を行う必要がある。筆者は継続的に今後の立法動向に留意するが、その中で近い将来において注目すべきは、これまでの慣例によると、中国全国人民代表大会が2014年3月から4月の期間に公布するであろう2014年の立法と監督計画である。

全体として、投資分野について言えば、中国法は、経済発展の市場志向、政府職能の段階的分離、弱者または権益主体の保障などの方向へ進んでいる。つまり、投資は更に自主独立、法的保障を具備するようになり、同時に新たな産業機会をもたらすものと思われる。

（里兆法律事務所が2014年1月24日付で作成）